

## 《優良田園住宅建設において配慮した事項》

(アーバンビレッジ第2号地区)

項目	配慮すべき事項	配慮した事項
1. 魅力ある田園居住空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全で潤いのある街並み形成</li> <li>・ 田園環境と調和した住宅建設の推進</li> </ul>	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然と調和する街並みを形成するための地区計画を制定。</li> <li>・ 電柱の民地内設置。</li> <li>・ 地区内の通過交通を排除するため、交差点はT字型にした。</li> <li>・ 歩行者の安全性及び冬期の除雪を考慮し路側帯を広く設けた。</li> <li>・ 防護柵・ガードパイプの色彩については、景観に配慮した色彩とした。</li> <li>・ 田園住宅地としての良好な環境を整備・維持・増進することを目的として、JAが「まちづくりガイドライン」を作成。</li> </ul> <p>(個別計画)</p>
2. 良好的なコミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規住民の良好なコミュニティの形成</li> <li>・ 既存集落住民との交流、連携をつうじ、農村文化、農村システム等との融合</li> </ul>	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居予定者への優良田園住宅建設に関する説明会の開催。</li> <li>・ 公園を既存集落と共同利用、共同管理し、植栽等の共同作業を実施する。</li> <li>・ 家庭菜園教室等の実施による交流促進。</li> <li>・ ユニバーサルデザインについて研修会開催。</li> </ul> <p>(個別計画)</p>
3. 自然との共生、農業との調和、地域自然への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の保全、居住空間との共生</li> <li>・ 緑化木花の推進</li> <li>・ 周辺農地への悪影響の防止</li> <li>・ 地域資材の循環・有効活用</li> </ul>	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然と共生・農業との調和を目指し、宅地と農地（水田・農道）が隣接しあう環境とした。</li> <li>・ 集落排水事業による適正な排水処理。</li> </ul> <p>(個別計画)</p>
4. 高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者にとって安全なまちづくり</li> <li>・ 高齢者が安心して暮らせる住宅の促進</li> </ul>	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線道路の歩道を広く確保した。</li> <li>・ 歩道については、セミフラット構造とし、道路との段差を少なくした。</li> <li>・ 公園には、パーゴラ・ベンチを設け、植樹を行う。</li> <li>・ 防護柵・ガードパイプ等の設置を徹底した。</li> <li>・ 住居等におけるユニバーサルデザインの採用について、研修会を通じ促進を行う。</li> </ul> <p>(個別計画)</p>

(注) 表右に示す「配慮した事項」には表中央の「配慮すべき事項」と対応する項目を記載すること。